

## ○鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会設置要綱

改正 平成24年5月1日 告示第8号  
改正 平成29年3月23日 告示第4号

(平成21年5月25日)  
告示第9号

## (設置)

第1条 鈴鹿亀山地区広域連合が運営する介護保険事業の適正な運営を図るため、介護保険運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を鈴鹿亀山地区広域連合長（以下「広域連合長」という。）に報告するものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条の規定に基づく介護保険事業計画の策定、及び介護保険事業計画の進捗状況の確認に関する事項
- (2) 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）に関する以下の事項
  - ア センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
  - イ センターの運営に関すること。
  - ウ センターの職員の確保に関すること。
  - エ その他の地域包括ケアに関すること。
- (3) 法第78条の2第6項、第115条の12第5項及び第115条の22第4項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定及び選定に関する以下の事項
  - ア サービスの指定に関すること。
  - イ サービスの指定基準及び介護報酬に関すること。
  - ウ サービスの運営に関すること。
  - エ サービス事業所の選定に関すること。
- (4) その他介護保険事業の円滑な実施に関する事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

- 2 委員は、保健・福祉・医療等の優れた見識を有する者のうちから広域連合長が委嘱する。
- 3 委員は、その職務を遂行するにあたっては、公正不偏の立場で調査審議をしなければなら

らない。

4 委員は、職務上知りえた秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、各期介護保険事業計画最終年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 広域連合長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときはその委員を罷免することができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。ただし、会長が不在の場合は、広域連合長が会議を招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

(部会の設置)

第7条 委員会に、介護保険事業計画策定部会（以下「策定部会」という。）及び地域密着型サービス事業者等選定部会（以下「選定部会」という。）を置くことができる。

2 策定部会及び選定部会の委員は、委員会の中から会長が指名する。

(部会長)

第8条 策定部会及び選定部会の部会長は、委員会の会長が兼ねるものとする。

(策定部会の審議事項)

第9条 策定部会は、第2条第1号に掲げる事項について調査審議する。

(策定部会の会議)

第10条 策定部会の会議は、第6条各項の規定に準ずる。

2 策定部会の委員定数は、14人以内とする。

3 策定部会の会議は、原則公開するものとする。ただし、部会長は部会に諮り、会議を非

公開とすることができる。

(選定部会の審議事項)

第 11 条 選定部会は、第 2 条第 3 号に掲げる事項について調査審議する。

(選定部会の会議)

第 12 条 選定部会の会議は、第 6 条各項の規定に準ずる。

2 選定部会の委員定数は、7 人以内とする。

3 選定部会の会議は、原則非公開とする。ただし、部会長は部会に諮り、会議を公開とすることができる。

4 広域連合長は、必要に応じて、関係機関職員を選定部会の委員として指名し、任命することができる。

(意見の聴取等)

第 13 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第 14 条 会議は原則公開するものとする。ただし、会長は委員会に諮り、会議を非公開とすることができる。

2 会議を公開するとき、会議の傍聴に関し必要な事項は広域連合長が別に定める。

(事務局)

第 15 条 委員会の事務局は、介護保険課に置く。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(鈴鹿亀山地区広域連合地域包括支援センター運営協議会設置要綱及び鈴鹿亀山地区広域連合地域密着型サービス運営委員会設置要綱の廃止)

2 鈴鹿亀山地区広域連合地域包括支援センター運営協議会設置要綱（鈴鹿亀山地区広域連合平成 17 年告示第 12 号）並びに鈴鹿亀山地区広域連合地域密着型サービス運営委員会設置要綱（鈴鹿亀山地区広域連合平成 17 年告示第 16 号）は、廃止する。

(任期の特例)

- 3 この要綱の施行後最初に広域連合長が委嘱する委員会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(会議の特例)

- 4 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、広域連合長が招集する。
- 5 鈴鹿亀山地区広域連合第6期介護保険事業計画策定委員会設置要綱（鈴鹿亀山地区広域連合平成26年告示第3号）並びに鈴鹿亀山地区広域連合地域密着型サービス事業者等選定委員会設置要綱（鈴鹿亀山地区広域連合平成21年告示第13号）は、廃止する。

附 則（平成24年5月1日告示第8号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この告示の施行後最初に広域連合長が委嘱する委員会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(会議の特例)

- 3 この告示の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、広域連合長が招集する。

附 則（平成29年3月23日告示第4号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。